

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
会社を退職後、結婚してから国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年に国民年金に再加入して以降、申立期間を除き保険料を全て納付しており、平成 2 年度以降は前納制度を利用するなど、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間前後の保険料を現年度納付しているところ、申立期間の前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化はうかがえず、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 946

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで
実家は農家であることから、父親が義妹の分も含めて国民年金の保険料を納付していたので、未納は無いと思っていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA町の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和50年12月12日に、申立期間直後の46年4月から47年3月までの期間の保険料については特例納付されていることが確認できるところ、特例納付制度により保険料を納付する場合、先に経過した保険料未納期間から納付することが一般的であることから、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の保険料を納付していたとするその両親は、国民年金制度発足以降60歳到達時まで保険料を完納しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は1回かつ5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年5月から14年12月までは17万円、15年1月から16年9月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月1日から16年10月29日まで
ねんきん定期便で記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、銀行口座への給与振込額と標準報酬月額が大幅に相違していることが分かった。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する源泉徴収票、課税明細書、銀行預金通帳及び市役所の課税台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成13年5月から14年12月までは17万円、15年1月から16年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付の義務を履行したか否かについては、当該資料において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が平成13年5月から16年9月までの期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該資料において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出

ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
昭和 58 年 4 月に私が短大を卒業して社会人になった際、母親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれて、1 年分の保険料を自分の保険料と一緒に納めてくれたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が所持する昭和 58 年 4 月の家計簿に『国民年金 69,960 円 A (申立人の氏名)』と書いてあるので、申立期間の保険料は納付済みである。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は昭和 59 年 6 月 5 日に払い出されており、当該手帳記号番号が払い出されていない 58 年 4 月においては未加入であったことから、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申立期間は未納と記録されている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年12月まで

申立期間当時は家業を手伝っており、亡くなった父が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。弟の分も含めて納税組合を通じて納付を続けていたはずなので、申立期間の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父は他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に払い出されていることから、申立期間のうち45年3月までの期間は、払出年月日からみて時効により保険料を納付できない期間であったと考えられる上、納付可能であった期間の保険料についても、遡って納付したとする事情は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人の手帳記号番号はその弟と連番で払い出されており、その弟の国民年金記録を確認すると、申立人と同様に、20歳到達時から昭和46年12月までの期間が未納となっている。

このほか、申立人の父が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 949(事案 481 及び 617 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月までの期間、51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 2 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 8 月まで

申立期間については、妻が、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、私は、当時、A 町（現在は、B 市）指定の事業所として C 社を経営し、公共事業を受注していた。公共事業の入札の際には町管財課に健康保険、労災、国民年金の保険料の支払状況等が審査され、町から国民年金保険料を納付するよう指導されていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立人が氏名を挙げた集金人のいずれについても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持していないこと、オンライン記録から、申立期間のほかに、合計 112 か月の未加入期間が確認できること、及び A 町から聴取したところ、公共事業実施事業所の格付け時及び事業所の入札参加資格審査申請書の提出時において、国民年金保険料の納付状況を確認することは無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再度、申立てを行い、当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても平成 21 年 7 月 15 日付

け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、再々度の申立てを行い、新たな資料として申立人が経営していた事業所の元従業員が国民年金保険料の集金人の変遷を中心に記載した文書を提出したが、その元従業員に聴取しても申立期間の保険料を納付した可能性はうかがえず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 950(事案 482 及び 618 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月までの期間、51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 10 月から平成 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 59 年 10 月から平成 3 年 9 月まで

申立期間については、私が、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、私の夫は、当時、A 町（現在は、B 市）指定の事業所として C 社を経営し、公共事業を受注していた。公共事業の入札の際には町管財課に健康保険、労災、国民年金の保険料の支払状況等が審査され、町から国民年金保険料を納付するよう指導されていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立人が氏名を挙げた集金人のいずれについても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持していないこと、オンライン記録から、申立期間のほかに、合計 112 か月の未加入期間が確認できること、及び A 町から聴取したところ、公共事業実施事業所の格付け時及び事業所の入札参加資格審査申請書の提出時において国民年金保険料の納付状況を確認することは無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再度、申立てを行い、当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても平成 21 年 7 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、再々度の申立てを行い、新たな資料として申立人の夫が経営していた事業所の元従業員が国民年金保険料の集金人の変遷を中心に記載した文書を提出したが、その元従業員に聴取しても申立期間の保険料を納付した可能性はうかがえず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

申立期間当時は家業を手伝っており、亡くなった父が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。兄二人の分も含めて納税組合を通じて納付を続けていたはずなので、申立期間の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父は他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に払い出されていることから、申立期間のうち48年12月までの期間は、払出年月日からみて時効により保険料を納付できない期間であったと考えられる上、納付可能であった期間の保険料についても、遡って納付したとする事情は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

このほか、申立人の父が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年3月まで

申立期間当時、私は学生で、国民年金への加入手続及び保険料の納付は母親が行っていた。家業の取引銀行の行員が家に出入りしていたため、母親は行員を介し姉の分も含めて家族の国民年金の手続や保険料の納付を行っており、私の分だけ納付しないということはありませんので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親に聴取したところ、保険料の納付については、取引銀行の行員に全て依頼していたとする以外の記憶は曖昧であり、申立期間における加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成8年12月16日に職権適用されたことにより払い出されていることが確認できる。A市によると、当時、職権適用により被保険者となった者には年金手帳と現年度納付書を送付していたが、過年度納付書を送付することはなかったとしており、払出し時点で過年度保険料であった申立期間に係る納付書が同市により送付されたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年12月まで

A県で会社に勤めていたが、昭和42年12月で退職しB市に戻ってきた際、国民年金の加入手続を父親が行ってくれて、定かではないが保険料についても、家族の分とともに父親が隣組の役員を通じ納付していたように記憶している。また、私が45年10月に結婚をした時にも、父親は、妻の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ってくれたので、息子である私の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、父親が行ってくれたと主張しているが、その父親は既に他界しており、しかも、申立人自身は国民年金の手続について直接関与していないことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親が家族全員の保険料を隣組（納付組織と考えられる。）の役員を通じ納付していたとしているが、市の国民年金被保険者名簿には、「受付年月日、手帳交付年月日 50.2.27」と記載されており、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、昭和50年2月27日であったと推認でき、当該名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により申立期間直後の48年1月から49年3月までの保険料を同日（昭和50年2月27日）に最大限遡って過年度納付していることが確認できることから、この時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかった期間である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡も見当たらないことから、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが見いだせない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、

確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から9年12月まで

平成4年に開業した頃は、国民年金には加入していなかったが、その後、経済的に余裕ができ、社会保険労務士が国民年金への加入手続をしてくれたと思う。申立期間に係る確定申告書の写しを提出するので、当該期間の保険料を納付したと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年に開業し、経済的に余裕ができてから、社会保険労務士に国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の保険料についても、納付していたと思う。当時の確定申告書に記載されている国民年金保険料控除額は、自分の保険料の分であると思う。」と主張しているが、申立人自身は国民年金への手続等に直接関与していない上、当時の顧問社会保険労務士は、「申立人が事業主であった事業所に係る厚生年金保険の適用等の社会保険に関する手続業務は受託していたが、申立人の国民年金への加入手続等は行っていない。」と証言している。

また、市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立人が国民年金に加入した形跡はうかがえず、申立期間当時、国民年金の被保険者であったことが確認できないことから、申立人に国民年金保険料に係る納付書が送付されたとは考え難い。

さらに、申立人は、自身の平成6年分から9年分までの所得税確定申告書の写しを提出しており、各年の社会保険料控除欄には、一人分の国民年金保険料が記載されているところ、当時、申立人の確定申告を行った元妻は、「私の国民年金保険料を申告していた。」と証言している上、元妻のオンライン記録から、当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できることを踏まえると、確定申告書に計上された国民年金保険料の控除額は、元妻の分であったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から46年12月まで

申立期間当時は家業を手伝っており、亡くなった父が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。兄の分も含めて納税組合を通じて納付を続けていたはずなので、申立期間の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父は他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に払い出されていることから、申立期間のうち45年3月までの期間は、払出年月日からみて時効により保険料を納付できない期間であったと考えられる上、納付可能であった期間の保険料についても、遡って納付したとする事情は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人の手帳記号番号はその兄と連番で払い出されており、その兄の国民年金記録を確認すると、申立人と同様に、20歳到達時から昭和46年12月までの期間が未納となっている。

このほか、申立人の父が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から33年1月1日まで
標準報酬月額と標準賞与額の月別状況を確認したところ、A社（現在は、B社）の厚生年金保険被保険者期間について標準報酬月額に低い期間があった。

そのため年金事務所に確認を依頼したところ、昭和33年10月から34年3月までの標準報酬月額については、1万2,000円から1万8,000円に記録を訂正する旨の通知が届いたが、申立期間の標準報酬月額は低いままとなっている。

昭和30年頃より定期昇給のほかに給与改定があり、申立期間については、給与額が上がっていたので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について給与明細書等の資料が無く、A社及び当該事業所健康保険組合においても、申立人の標準報酬月額に係る資料等が残存していない上、厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立期間の当該事業所における申立人と同じグループの同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみに不自然さは認められない上、当該記録は、遡及して訂正された形跡も無い。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年8月1日まで

日本年金機構からの標準報酬月額が記載されている通知を確認したところ、A社（現在は、B社）本店に転勤した際の申立期間の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額に比べて低く記録されている。当時は、賃金のベースアップが5月頃に妥結し、4月に遡り賃上げが実施され、そのアップ額は2,000円から3,000円くらいであったと記憶している。このため、申立期間の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額より低下するとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の勤務したA社が合併したB社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、昭和36年5月1日のA社本店における資格取得時の標準報酬月額（1万8,000円）は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録共に一致していることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、オンライン記録どおりの届出を行っていたものと認められる。

また、上述の記録の標準報酬月額は、申立期間直前の同社C支店における昭和36年5月1日の資格喪失時点と比較すると、1等級下がっていることが確認できるものの、当該記録に遡及して訂正された形跡は無く、不自然さも見受けられない。

さらに、B社では、「申立期間当時の関係資料は、提出した資格取得届の写し以外にあるかどうか分からない。たぶん無いと思われる。当時を知る職員もおらず、社会保険事務等は分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等

の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月 21 日から 52 年 6 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 14 日から 53 年 11 月 21 日まで
③ 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 12 月 25 日から 57 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 58 年 11 月 3 日から 63 年 8 月 31 日まで

申立期間①及び②については、A社に、申立期間③については、B社に、申立期間④については、C社に、申立期間⑤については、D社に、それぞれ勤務していた。

また、転職した際には、何か月も期間が空いたことはなく、全ての申立期間について、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人は元同僚及び事業主の名前を記憶しておらず、オンライン記録によりそれぞれの申立期間当時において被保険者記録のある元同僚に照会しても、申立人が当該期間において継続して勤務していたことを裏付ける証言が得られず、申立期間①、②、③、④及び⑤における勤務状況を確認することができない。

申立期間①及び②について、A社の元事業主は文書照会に対して、試用期間の3か月間は厚生年金保険に加入させていなかったと回答しており、申立期間①の一部について申立人が勤務していた可能性は推認できるものの、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②当時の申立人の勤務状況を確認できる関連資料等は存在しない。

申立期間③について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は他界していることから、当時の状況を確認する

ことができない。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録を確認したところ、離職日の記録と厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録は一致している。

申立期間④について、C社の事業主に照会したところ、申立人は、昭和56年12月の途中で入社しなくなったため、同年12月25日付けで社会保険の資格喪失の手続を行った旨回答している。

また、申立人は、C社における厚生年金保険被保険者資格喪失日以前の昭和56年12月21日から57年3月19日までの期間において、別の事業所での雇用保険の被保険者記録が認められ、当該期間について申立人がC社において継続して勤務していたとは考え難い。

申立期間⑤について、D社における申立期間当時の事務担当者は、「申立人は、1年足らずの勤務であったと思う。」と回答している。

また、申立人のD社における雇用保険の離職日の記録は厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録と一致している上、申立期間について、申立人が継続して勤務していたことを裏付ける元同僚の証言は得られなかった。

なお、申立期間①、②、③、④及び⑤の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」という厚生年金受給者便が届き内容を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。

しかし、当時は、A社の役員として社会保険事務を担当しており、役員報酬額を増額したことはあっても減額したことは無く、当該期間の標準報酬月額が低くなる理由は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人自身、「当時は、A社の役員で、社会保険事務を担当し健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届については、社会保険事務所（当時）に自ら賃金台帳等関係資料を持参して報酬月額を届け出た。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、30 万円と記録されているところ、当該期間に行われている標準報酬月額の随時改定及び4回の定時決定の記録は、遡って引き下げられている等の記録訂正された形跡は無く、当該処理に不自然さはいかぬことから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

さらに、当該事業所は、平成 15 年 10 月 31 日に解散しており、事業主である申立人の夫は、当時の関係資料は全て処分してしまったとしている上、当時給与計算等を依頼していた税理士も申立期間に係る賃金台帳等は廃棄処分済みであると回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。